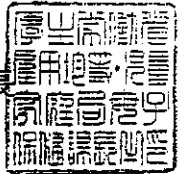




雇児母発第1208001号
平成15年12月8日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 母子保健主管部(局)長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長



母子健康手帳の様式の改正について(抄)

母子保健事業の推進については、かねてより特段の御配慮をいただいているところであり、深く感謝申し上げます。

さて、母子健康手帳につきましては、本年7月30日に取りまとめられた「神経芽細胞腫マスキング検査のあり方に関する検討会」報告書等を踏まえ、下記のとおり改正が必要となったので通知いたします。

このうち母子保健法施行規則(昭和40年厚生省令第55号)様式第3号(以下「省令様式」という。)の改正にかかる部分については、別途、省令様式改正のための母子保健法施行規則の改正を行う必要があることから、厚生労働省において、所要の省令改正作業を行ってきたところです。

この度、別添1のとおり、平成15年12月8日に「母子保健法施行規則の一部を改正する省令(平成15年厚生労働省令第173号。以下「改正省令」という。)」が公布され、今回の母子健康手帳の様式の改正の最終的な文言が確定したので通知いたします。

貴職におかれましては、今回の母子健康手帳の様式の改正の内容を御了知いただくとともに、管内市町村に対し、今回の母子健康手帳の様式の改正について周知いただくようよろしくお願いいたします。

なお、改正省令の施行期日は平成15年12月8日とされており、同日以降、各市区町村において交付する母子健康手帳のうち省令様式に係る部分については、改正省令による改正後の母子健康手帳の様式による必要があることから、各市区町村においても平成15年12月8日以降に交付する母子健康手帳の改正に遺漏なきようお願いいたします(なお、改正省令附則第2項により、経過措置として、平成16年3月31日までに

交付する母子健康手帳の様式については、改正省令による改正後の省令様式にかかわらず、なお従前の例によることができる。)

また、母子健康手帳の様式の作成例として示している省令様式以外の部分（50頁以降。以下「任意記載事項」という。）についても、下記の通り改正が必要となったので、各市区町村において、平成15年12月8日以降に交付する母子健康手帳に、適宜、その内容を反映させるよう併せてお願いいたします。

なお、任意記載事項部分の改正につきましては、予防接種法を所管する当省健康局結核感染症課と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 省令様式（49頁まで）に係る部分

以下の通り改める（別添1参照）

- ・ 20頁中「○神経芽細胞腫の検査は済みましたか。※ はい いいえ
(月 日提出)」を削除。
- ・ 20頁中「※神経芽細胞腫は小児がんの一種で、少量の尿で検査ができます。」
を削除。
- ・ 20頁中「○ひとみが白く見えたり、黄緑色に光って見えたりすることがあります
か。※※ いいえ はい」を
「○ひとみが白く見えたり、黄緑色に光って見えたりすることがあります
か。 ※ いいえ はい」に
改める。
- ・ 20頁欄外中「※※ひとみが白く見えたり、黄緑色に光って見えるときは眼の病気の
心配があります。すぐに眼科医の診察を受けてください。」を
- ・ 20頁欄外中「 ※ひとみが白く見えたり、黄緑色に光って見えるときは眼の病気の
心配があります。すぐに眼科医の診察を受けてください。」に
改める。
- ・ 44頁及び45頁を改める。

2. 任意記載事項（様式の作成例）（50頁以降）に係る部分

76頁の表を別添2のとおり改める。



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

○母子保健法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一七三)	一
〔省 令〕	
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件(総務七一)	三
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件(同七一)	三
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件を廃止する件(同七一)	三
○指定統計調査の結果の公表等に関し報告を受けた事項を告示(同七一)	六
〔公 告〕	
官庁	
建設業の許可の取消処分関係	三〇
裁判所	
公示催告、除権判決、破産、免責、会社更生、再生関係	三三
特殊法人等	
都市基盤整備公団関係	三六

地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

三六
三〇

省

令

○厚生労働省令第七十三号
母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)第十六条第三項の規定に基づき、母子保健法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十五年十二月八日
母子保健法施行規則の一部を改正する省令
母子保健法施行規則(昭和四十年厚生省令第五十五号)の一部を次のように改正する。
様式第三号中二十ページを次のように改める。
厚生労働大臣 坂口 力

保護者の記録【6～7か月頃】 (年 月 日 記録)

○寝返りをしますか。 はい いえ

○おすわりをしますか。(7か月頃) はい いえ

(支えなくてもすわれるようになった時: 月 日頃)

○からだのそばにあるおもちゃに手を

のびてつかみますか。 はい いえ

○家族といっしょにいるとき、話しかける

ような声を出しますか。 はい いえ

○フリドやラジオの音がしはじめると

すぐそちらを見ますか。 はい いえ

○離乳食を喜んで食べていますか。 はい いえ

(そろそろ離乳食を2回にすめ、食品の種類をふやして

いきますよ。7か月頃から舌でつぶせる固さします。)

○ひとみが白く見えたり、黄緑色に光って

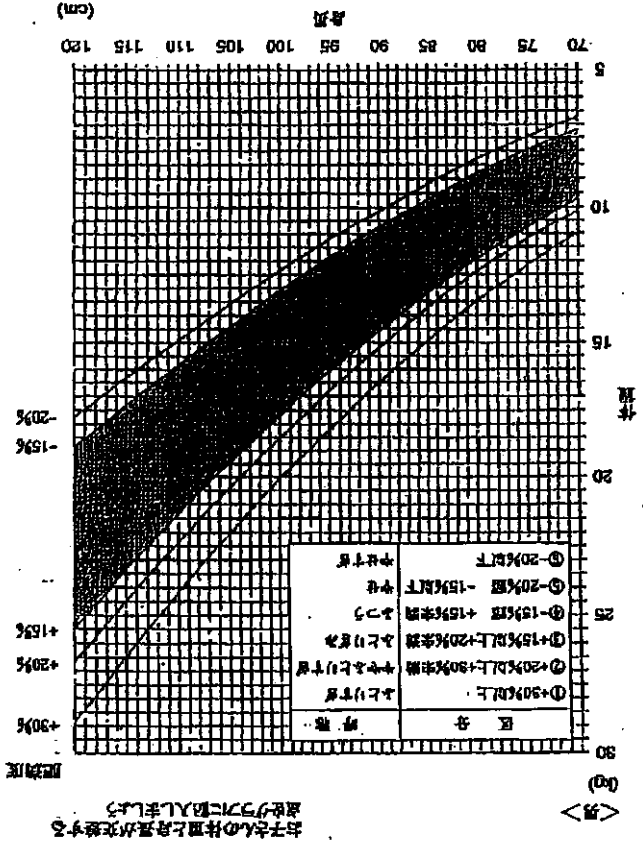
見たりすることがありますか。* はい いえ

○育児の心配、かかった病気、感想などを自由に記入しましょう。

※ひとみが白く見えたり、黄緑色に光って見えるときは眼の
病気の心配があります。すぐに眼科医の診察を受けてください。

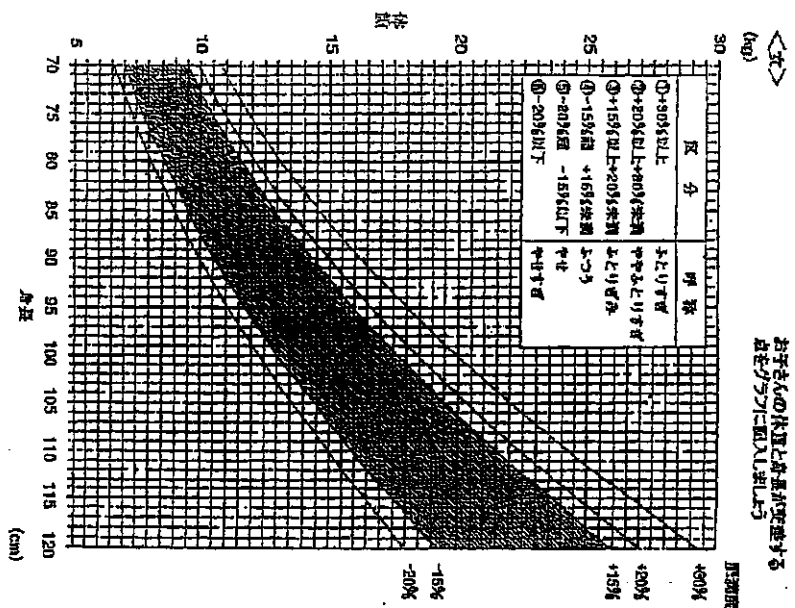
横浜三井病院中四十四号一室及び四十四号一室の検査結果を記入してください

幼児の身長体重曲線



子どものからだのつきは成長とともに変化し、個人差も大きいのですが、
この曲線を基準とやせの目安としてください。「なつこ」に入らない
からといってただちに異常というわけではありませんが、心配な場合は医師
等に相談しましょう。身体計測を行ったときはこのグラフに記入し、成長に
伴う変化をみるようにしましょう。

幼児の身長体重曲線



子どものからだはつきは成長とともに変化し、個人差も大きいのですが、この曲線を肥満とやせの目安としてください。「ふつう」に入らないからといってただちに異常というわけではありませんが、心配な場合は医師等に相談しましょう。身体計測を行ったときはこのグラフに記入し、成長に伴う変化をみるようにしましょう。

- 附 則
- (施行期日)
- この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
 - 平成十六年三月三十一日までの間に交付する母子健康手帳の様式については、この省令による改正後の様式第三等の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

告 示

○総務省告示第七百一十一号
電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第百二条の二第一項及び第二項並びに電波法施行令(平成十三年政令第百四十五号)第四条第二項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。
平成十五年十二月八日
総務大臣 麻生 太郎
電気通信伝播障害防止区域

区分	当該伝搬障害防止区域に係る地域の名称
一 北海道河東郡音更町木野大通四一三丁目(一三九、二)目(一九七、七)	二・三 五〇 北海道河東郡音更町木野大通四一三丁目、木野大通西一二二丁目、木野大通東一〇二丁目、木野大通東一〇一丁目、木野大通東八丁目、木野大通東七丁目、木野大通東六丁目、木野東通三丁目、木野東通二丁目、木野東通一丁目
二・四・七	五〇 北海道帯広市東三条北二丁目、大川町、東四条北二丁目、東三条北一丁目、東四条北一丁目、東三条南二丁目、東四条南二丁目、東三条南一丁目、東四条南一丁目、東三条南七丁目、東四条南七丁目、東三条南六丁目、東四条南六丁目、東三条南五丁目、東四条南五丁目、東三条南四丁目、東四条南四丁目、東三条南三丁目、東四条南三丁目、東三条南二丁目、東四条南二丁目、東三条南一丁目、東四条南一丁目、東三条南一〇丁目、東四条南一〇丁目、東三条南一一丁目、東四条南一一丁目、東三条南一二丁目、東四条南一二丁目

◎予防接種を受ける時期：次の表を参考にしてください。

予防接種の種類	法律等で定められている期間・回数	望ましい時期
BCG	4歳になるまでに1回	乳児期
ポリオ	生後3～90か月未満 6週間以上の間隔をおいて2回	生後3～18か月
ジフテリア 百日せき 破傷風	1期初回：生後3～90か月未満 ※) 3～8週間隔で3回 1期追加：生後3～90か月未満 ※) 1期初回終了後、6か月以上の間隔をおいて1回 2期：11歳、12歳 DT(ジフテリア・破傷風混合)ワクチンを1回	生後3～12か月 初回接種終了後 12～18か月後 小学校6年
麻しん(はしか)	生後12～90か月未満 (1回) ※※)	生後12～15か月
風しん(三日はしか)	生後12～90か月未満 (1回)	生後12～36か月
日本脳炎	1期初回：生後6～90か月未満 1～4週間隔で2回 1期追加：生後6～90か月未満 1期初回終了後、おおむね1年後に1回 2期：9歳～13歳未満 (1回) 3期：14歳、15歳 (1回)	3歳 4歳 小学校4年 中学校2年

※)通常、DPT(ジフテリア・百日せき・破傷風混合)ワクチンを接種します。百日せきにかかったことが明確な場合は、DTワクチンを接種します。

※※)麻しん(はしか)の予防接種は、1歳になったらできるだけ早めに受けるようにしましょう。

◎予防接種を受ける時期：次の表を参考にしてください。

予防接種の種類	定められている時期	望ましい時期
BCG	4歳になるまでに1回	乳児期
ポリオ(生)	生後3月～90月未満の間に2回	1歳6か月までに
ジフテリア 百日せき 破傷風 混合ワクチン (DPT)	1期初回:生後3月～90月未満 3～8週間隔3回	1歳までに
	1期追加:生後3月～90月未満 初回終了後、6ヶ月以上の間隔をおいて 1回	2歳6か月までに
	2期:11歳、12歳 ジフテリア・破傷風混合ワクチンを1回	小学校6年
麻しん(はしか)	生後12月～90月未満	1歳～2歳
風しん(三日はしか)	生後12月～90月未満	1歳～3歳
日本脳炎	1期初回:生後6月～90月未満 1～4週間隔2回	3歳
	1期追加:生後6月～90月未満 初回終了後、翌年1回	4歳
	2期:9歳～13歳未満	小学校4年
	3期:14歳、15歳	中学校2年

※ 麻しん(はしか)の予防接種は、1歳になったらできるだけ早めに受けるようにしましょう。

平成14年1月15日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長

母子健康手帳の様式の改正について

母子保健事業の推進については、かねてより特段の御配慮をいただいているところであり、深く感謝申し上げます。

さて、母子健康手帳については、昨年9月に「母子健康手帳改正に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、その様式の改正等について検討いただいていたところである。

検討会においては、平成12年に実施された「乳幼児身体発育調査」の調査結果や、最新の医学的知見、社会情勢の変化等を踏まえた検討が行われ、昨年11月30日に検討会としての母子健康手帳の様式の改正等についての報告を別添1のとおりとりまとめたところである（別添1については、厚生労働省ホームページにも別途掲載中。）。

このうち母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）様式第3号（以下「省令様式」という。）の改正に係る部分（省令様式部分（49頁まで））については、別途、省令様式改正のための母子保健法施行規則の改正を行う必要があることから、厚生労働省において、検討会の報告を踏まえ、所要の省令改正作業を行ってきたところである。

この度、別添2のとおり、平成14年1月15日に「母子保健法施行規則の一部を改正する省令（平成14年厚生労働省令第3号。以下「改正省令」という。）」が公布され、今回の母子健康手帳の様式の改正の最終的な文言が確定したので通知する。

なお、省令様式部分の乳幼児身体発育曲線等の部分（38頁～45頁）については、検討会の報告から、文言の適正化等の若干の技術的な修正を行っているので留意されたい（別添2の該当部分参照。また、厚生労働省ホームページにも、この修正を踏まえた最終的な母子健康手帳の様式及び様式の作成例を別途掲載予定。）。

貴職におかれては、今回の母子健康手帳の様式の改正の内容を御了知いただくとともに、管内市町村に対し、今回の母子健康手帳の様式の改正について周知いただくようよろしくお願いする。

なお、改正省令の施行期日は平成14年4月1日とされており、同日以降、各市区町村において交付する母子健康手帳のうち省令様式に係る部分については、改正省令による改正後の母子健康手帳の様式による必要があることから、各市区町村においても平成14年4月1日以降に交付する母子健康手帳の改正に遺漏なきようお願いする（なお、改正省令附則第2項により、経過措置として、平成14年6月30日までに交付する母子健康手帳の様式については、改正省令による改正後の省令様式にかかわらず、なお従前の例によることができることとされている。）。

また、母子健康手帳の様式の作成例として示している省令様式以外の部分（50頁以降。以下「任意記載事項」という。）についても、各市区町村において、検討会の報告を参照の上、平成14年4月1日以降に交付する母子健康手帳に、適宜、その内容を反映させるよう併せてお願いする。

なお、各市区町村において独自に母子健康手帳を作成する際に、検討会の報告中の「(財)日本中毒情報センター」に係る記載（70頁（任意記載事項部分））を掲載する場合には、必ず同法人に、掲載する文言の確認を受けるよう、同法人から要請があったので、この点についても遺漏なきようお願いする（連絡先：0298-56-3566（(財)日本中毒情報センター本部事務局））。

また、検討会の報告中の厚生省児童家庭局長通知「母子健康手帳の作成及び取扱い要領」（平成3年10月31日児発第922号）の改正に係る部分についても、別途、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長より、各都道府県知事・政令市市長・特別区区长あてに、同通知の改正についての通知がなされているので、この点についても留意されたい。